明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地域再生計画を認定した件（内閣府一三二八～一五〇〇）　一
○地域再生計画の変更を認定した件（同一五〇一～一五三七）　九
○総合特別区域計画の変更を認定した件（同一五三八～一五五九）　三三
○総合特別区域計画の認定を取り消した件（同一五六〇～一五六三）　二六
○総合特別区域の区域を変更した件（同一五六四、一五六五）　二六
○総合特別区域の区域を解除した件（同一五六六～一五六九）　二七
○動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する件（国土交通三六八）　二七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二六
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、地方職員共済組合定款の一部変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立・変更関係　二三
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告　二七

告示

○内閣府告示第千三百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道

二　地域再生計画の名称　北海道未来人財応援プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　室蘭市

二　地域再生計画の名称　フェリーでつながる宮古地域との交流促進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　室蘭市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　夕張市

二　地域再生計画の名称　夕張の未来をつくるプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　夕張市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　夕張市

二　地域再生計画の名称　攻めの農林業！～夕張百年の計～

三　地域再生計画の区域の範囲　夕張市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡東川町

二　地域再生計画の名称　地方創生人材育成サイクル構築プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡東川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）